

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
令和6年2月9日

徳島県監査委員	岡崎悦夫
同	鹿山公弘
同	大寺健泰
同	井立下川了
同	立憲大

1 監査基準

随時監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和5年11月17日から令和5年12月11日までの間に、教育委員会教育政策課において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和2年度及び令和3年度の「県立高校生等1人1台情報端末配備事業」並びに令和2年度「GIGAスクール構想加速化事業」により購入した学習者用コンピュータ（以下「端末」という。）に係る財務事務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

県立学校で端末の故障が相次いでいる問題を受け、当該端末の購入に係る入札手続等財務事務が適正に実施されたかについて、監査の着眼点及び監査の実施内容のとおりに監査を行った結果、一連の財務に関する事務の執行について、概ね適正に行われていることが認められた。

なお、監査の過程で確認した事項及び対応が不十分と見受けられた点等については、意見として記載する。

6 監査の意見

今回、随時監査を実施する背景となった県立高校分の端末の不具合や故障は、令和5年7月頃から相次いで発生し、教育現場での影響が生じている。こうした状況を踏まえ、当該端末に係る入札手続等の物品調達事務が適正に行われていたか否かについて、改めて財務監査を行ったものである。

まず、監査対象となった教育委員会教育政策課からの提出資料により確認した端末の入札手続等に係る経緯は次のとおりである。

県立中学校分の入札は、令和2年8月24日に実施した。1回目は2社が参加したが、両社とも予定価格を超過したため、直ちに行った再入札において、1社（アジア合同会社）のみが参加した。結果は、予定価格を超過したことから、入札不調となった。入札不調後は、入札執行の手順に従い、再入札時における最低入札金額の同社から改めて見積書及び応札仕様書を徴収したところ、予定価格の範囲内であったため、同社と随意契約を締結した（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）。

その後、市町教育委員会との共同調達分を含めた14,995台のうち、県立中学校分899台の3分の1に当たる300台については、納期である令和2年12月25日から遅延したため、遅延利息金を徴収した上で、令和3年1月26日に100台、同月28日に200台が納品された。また、県立中学校分の残り599台については、納期限である令和3年2月26日に納品された。

県立高校分の入札は、令和2年9月28日に実施しており、1社のみ（（株）四電工徳島支店）の参加で落札し、契約を締結した。県のアプリ調達が、入札不調により業者決定に3週間の遅れが生じたため、納入期限日を当初の令和3年3月31日か

ら、4月30日に変更する契約を締結し、令和3年4月28日に徳島市との共同調達分を含めた17,500台のうち、県分の16,500台が納品された。

上記の入札手続等に係る財務事務について、随時監査を行った結果、確認した事項は次のとおりである。

(1) 入札への参加について

県立中学校分では一般競争入札を採用し、県のホームページ上で公表するとともに、17社からの請求に基づき入札説明書を配布した。このうち2社の応札があった。

県立高校分においても一般競争入札を採用し、県のホームページ上で公表するとともに、15社からの請求に基づき入札説明書を配布した。このうち応札は1社のみであったが、先に実施した県立中学校分と同程度の15社が当該入札説明書の提供を求めてきたことから、県立中学校分と同様に競争性はあったものと考えられる。

ちなみに、本県の端末と同様のスペック、同規模の調達台数で入札した他の3県と比較しても、本県の落札価格が最も低価格であったことから、結果的にも、競争原理は働いていたと評価できる。

なお、県立中学校分に応札のあった2社のうち、入札参加資格を有していない者について、応札仕様書の提出期限までに、一般競争入札参加資格審査申請書が提出され、入札参加に必要な手続が完了していることを、提出資料により確認した。また、県立高校分に応札のあった1社についても、入札参加資格を有することを確認した。

(2) 入札方式について

教育委員会教育政策課によれば、県立中学校分の対応と同様に、県立高校分の一般競争入札においても、「納入までのスピードを重視し、価格のみで競争を行う最低価格落札方式を採用した。」との説明を受けた。また、同課から提出のあった資料によると、本県と同様の事業を公費で実施した他の24府県のうち20府県が最低価格落札方式による一般競争入札を実施していることが確認できた。

(3) 入札手続について

県立中学校分、県立高校分ともに、3,000万円を超える物品調達となり、「政府調達に関する協定（以下「WTO協定」という。）」に則した入札案件に該当することとなった。このため、その手続において、調達スケジュールの適切な設定（公示期間40日）や事業所の所在地要件を不適用とする等の要件を、調達仕様書の配布を通じて事業者を提供する等、競争環境を確保できる調達手段を導入していることが書面で確認できた。

なお、WTO協定に則した仕様要件を設定することで、性能要件等が確保される範囲ではあっても、発注者にとっては想定外のメーカーから物品納入がなされる可能性があることを認識した上での調達手続であったと認められる。

(4) 端末の仕様について

県立高校分の端末の仕様については、文部科学省の標準仕様書に示されているストレージ容量「64GB以上」に対し、教育委員会教育政策課が作成した仕様書では「128GB以上」とされている。同課によれば、「納入後にOSの大型アップデートが想定されたことや多数のアプリを保存する必要があること等から、容量を増やした。」との説明があった。

この点については、その意思決定がなされた過程が分かる書類が不存在であったため、書面で確認することはできなかった。ただ、本県以外の3県がストレージ容量を「128GB以上」としていることから、ストレージ容量を増やしたこと自体が必ずしも適正さを欠いていたとは言い切れない。

なお、県立中学校分及び県立高校分ともに、入札予定の物品が、端末の仕様要件を満たしているかどうかについては、事前に提出された応札仕様書により審査を行っていることを書面で確認した。

(5) 予定価格の設定について

県立中学校分の予定価格については、当該事業の財源となる文部科学省の補助事業（「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業）の1台当たりの補助基準額を参考にしたものであると説明を受けた。

なお、事前に4社から参考見積りを徴収していることが書面により確認できた。県立高校分の予定価格については、先に実施された県立中学校分の予定価格に加えて、県立中学校分の国庫補助額の算定には含まれていない「ネットワーク設定やウイルス対策ソフトのインストール及び動作確認等の初期設定を含めたものである。」との説明を受けたが、その積算根拠及び事前の参考見積りの徴収については書類で確認できなかった。また、本県と同様に128GB以上のストレージ容量に設定した3県の予定価格は確認できなかった。

(6) 市町村との共同調達について

文部科学省の標準仕様書では、同一スペックの端末を都道府県単位等複数自治体で取りまとめて調達することで、安価に導入できること、また、教職員の異動時の技能習得の負担軽減等の観点から、共同調達を検討することが望ましいとされている。

徳島県教育委員会では、このため、県立中学校分については、県内の市町村教育委員会に参加の意向を照会し、最終的には、県教育委員会及び11市町教育委員会の共同により、合計14,995台（うち県教育委員会分899台）を調達することになったことが関係書類で確認できた。

なお、納入された端末については、納品先である総合教育センターにおいて、徳島県教育委員会教育政策課の2名が、納品台数の確認と端末の起動による動作確認を行ったとの説明を受けた。納品台数については、検収承認書で確認した。

県立高校分についても、県教育委員会と徳島市教育委員会の共同により、合計17,500台（うち県教育委員会分16,500台）を調達することになったことが関係書類で確認できた。

なお、端末は、総合教育センター及び各高校に納入され、総合教育センターにおいては、徳島県教育委員会教育政策課の職員2名が、各高校においては、それぞれの担当者が、納品台数の確認と端末の起動による検収を行っているとの説明を受けた。納品台数については、検収承認書で確認した。

上記の(4)～(6)については、上記(1)の「入札への参加」の結果に関わる重要な要素となるものであるが、端末のストレージ容量は、文部科学省の標準仕様書を上回る仕様としながらも、予定価格は同省の国庫補助基準額を参考としていることを、提出資料で確認している。

ストレージ容量の増量に見合った予定価格の引上げを行わなかったのは、上記(6)のとおり市町教育委員会との共同調達により、県立中学校分及び県立高校分とも、それぞれ1万台を大きく上回る調達台数となり、「スケールメリットによる落札価格の引下げ効果が期待できるため、国庫補助基準額を参考として予定価格を設定した。」との説明を受けた。

以上、入札手続に係る一連の財務事務について随時監査を行ったものであるが、当該事務が執行された当時は、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、全国一斉に学習用端末の確保が進む中、コロナ禍による半導体等部材の調達難や、価格高騰の影響から、端末の需給がひっ迫していたことは明らかである。こうした状況の中、短期間で事業完了を迫られた関係職員が、限られた予算の中で、端末の調達に全力を傾注していたことは想像に難くないが、結果的に、県立中学校分（市町教委分を含む。）で約15,000台、県立高校分（市立高校分を含む。）で17,500台の端末の調達を求めたことで、入札への参加者が限定されてしまったことは否定できない。

しかしながら、上記(1)～(3)のとおり、一連の入札手続において、不適正な事実は確認されず、競争原理が働かなかつたとまでは言えない。

なお、次の3点を意見として述べることにする。

1点目は、物品の調達手続についてである。

全国の自治体による学習用端末の一斉確保やコロナ禍における部材の高騰などにより需給がひっ迫する中で、最低価格落札方式を採用したことから、発注者にとっては、製品の品質よりも価格を優先した物品納入がなされる恐れが生じていた。今回の物品調達においては、その危惧されたリスクが発現したと言えなくもない。タブレット端末製品は、一般の物品に比べ、その品質や耐久性について、本来は配慮が求められるものであるが、その対策が不十分であった。

なお、タブレット端末に限らず、今後の物品調達にあたっては、事前の市場調査

を徹底するとともに、従前の仕様要件では必要とはされていなかった「製品の耐久性」を担保する第三者機関の認証を追加するなど、調達内容に応じた「品質の担保」や「故障リスクの回避」に向けた対策を十分に検討すべきである。

2点目は、調達物品の保守管理についてである。

県立高校において、令和5年12月11日現在、納入台数の約39.3%に当たる6,487台（うちバッテリー膨張によるもの5,510台）の端末で故障が発生している（下表参照）が、落札業者との間で、納入後1年間しか無償の修理はできない契約となっている。教育委員会教育政策課によれば、「端末の調達を検討する段階において、当初は保守契約付リース契約を考えていたが、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』を財源とした『危機管理調整費』から費用を捻出することとなり、複数年にまたがる保守契約料を支出することができなかった。」との説明を受けた。

本来であれば、無償の保証期間が終了する前に、保守契約に係る検討を行うべきであるが、当時の状況を書面で確認することはできなかった。無償の保証期間の終了後の端末の故障が増加していた令和4年度において、「保守契約に係る予算措置の検討は行ったが、結果的に、保守契約は締結せず、その都度修繕費の予算措置で対応することとなった。」との説明を受けた。

このように対症療法的な対応は行っているものの、令和3年1月に策定された「徳島県GIGAスクール構想」には、「機器導入後5年間端末を利用する必要があることを考えると、機器保守契約を締結し、教育活動に支障を生じさせない必要がある。」と記載されていることに対し、それを着実に履行する努力を怠っていたと判断せざるを得ない。

3点目は、危機管理意識の徹底についてである。

令和3年5月に県立中学校において端末の不具合が発生した際には、「県立高校分の端末は、同メーカーの製品とはいえ機種が異なることから、同様の不具合は想定されなかった。」との説明を受けた。国内で流通している主要メーカーや第三者機関の認証を受けた製品であるならまだしも、国内での納入実績の乏しいメーカーの端末であったことを鑑みれば、通常以上に危機管理意識を持って一斉点検を行うべきであった。

以上の3点について、今後の物品調達事務や保守管理業務がより適正なものとなるよう期待する。

端末の故障台数等：県立高校分

令和5年12月11日時点

故障台数等（累計） 〔調達数16,500台 に対する比率〕	故障台数等のうち バッテリー膨張 〔調達数16,500台 に対する比率〕
6,487 (39.3%)	5,510 (33.4%)

(参考)

○地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

○地方自治法第234条

1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。